

地域医療構想調整ワーキンググループの設置について

- 地域医療構想の策定に当たっては、医療審議会（医療体制部会）でとりまとめを行っていくが、国のガイドライン（下記）を踏まえ、圏域保健医療福祉推進会議の下に「地域医療構想調整ワーキンググループ」を設置し、各地域の意見を聴取することとする。

2. 地域医療構想調整会議の設置・運営

- 都道府県は、**構想区域等ごとに、地域医療構想調整会議を設け**、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている（医療法第30条の14）。
- 地域医療構想調整会議は、（中略）地域医療構想の**策定段階から設置し、構想区域における関係者の意見をまとめる**ことが適当である。
（ガイドライン（P38）より抜粋）

- ワーキンググループの構成員は、現在の圏域保健医療福祉推進会議の構成員のうち協議に必要な者に、医療保険者、看護協会及び、4つの病床機能区分のうち回復期や慢性期など構成員として追加が必要な機能区分の医療機関の代表者を加える。

ワーキンググループの構成員

市町村の代表
 地区医師会の代表
 地区歯科医師会の代表
 地区薬剤師会の代表
 病院協会代表（病院協会が圏域会議の構成員として認めた病院の代表）
医療保険者代表
看護協会代表
慢性期や回復期等の医療機関の代表（保健所長が座長と相談の上、選出）

○ 地域医療構想策定スケジュール（最短の場合）

月	医療審議会	圏域保健医療福祉推進会議 (地域医療構想調整ワーキンググループ)
平成27年 3	医療審議会 (国のガイドライン及び本県における策定手順等)	
4	県から医療審議会に策定を諮問	
5		
6	国からデータの提供	
7	医療審議会医療体制部会 (データの共有・分析、構想区域の検討)	
8		圏域会議 (地域医療構想調整ワーキンググループの設置、構想区域の検討) ワーキンググループ (データの共有・分析等) [圏域会議と同日開催]
9		
10	医療審議会 (データの共有・分析、構想区域の設定)	
11	↓	
12	医療審議会医療体制部会 (各医療機能の病床の必要量、構想を実現するための施策等)	
平成28年 1		ワーキンググループ (各医療機能の病床の必要量、構想を実現するための施策等)
2	医療審議会医療体制部会 (素案検討、現行医療計画の見直し(注)) ↓ パブコメ・関係団体等への意見聴取	素案について構成員へ文書照会
3	医療審議会(答申) ↓ 公示(地域医療構想、基準病床数)	

(注) 現行医療計画のうち基準病床数が今年度で期間を終了するため、次期医療計画を策定するまでの2年間（平成28～29年度）の基準病床数を設定する。